

# 青森県報

第五百六十八号

令和五年  
二月一日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……四
- 右 同……………(中南地域) ……四
- 右 同……………(西北地域) ……四
- 右 同……………(西北地域) ……四
- 右 同……………(上北地域) ……五
- 出先機関
- 道路の位置の指定……………(上北地域) ……五
- 公安委員会
- 裁決の送達に関する公示……………(交通企画課) ……五
- 収用委員会
- 公示送達……………(監理課) ……六

## 告

## 示

### 青森県告示第四十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したため、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和五年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	指 定 年 月 日
合同会社 DAD Aet r	AD Aet r	むつ市新町一四の三	放課後等デイサービス	むつ市大字田名部字赤川ノ内並木九二の六	令和五・二・一

### 青森県告示第四十八号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和五年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和五年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度（ヘクタール）
中村川（笹内川）	水源かん養保安林	一、四二二・八二
岩木川下流	〃	四九二・〇七
岩木川上流	〃	一、一四一・八八
平川	〃	五七八・八六

青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川く笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一七四・四八	一八・一四	九八・六四	四一・八六	一〇・七〇	二八四・七四	一五二・一三	一五三・二六	九五六・六七	六六一・九二	六四八・九五	一四三・〇四	九九五・八六	一、二九八・二八	八五〇・三〇	一、〇一七・七七	六九〇・三〇

上北郡おいらせ町	上北郡六ヶ所村	上北郡横浜町	上北郡野辺地町	三沢市	下北郡東通村	下北郡大間町	むつ市	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・七〇	九・七二	二一・三八	六・一六	二四・八六	一六・〇〇	〇・三〇	〇・二〇	五・七八	一・六四	〇・八六	七二・九九	八五・九八	〇・六二	一〇一・一四	一八・八三	一四七・五四

上北郡六ヶ所村	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡七戸町	上北郡野辺地町	三沢市	十和田市	下北郡東通村	むつ市	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃
三五・〇六	〇・六四	八・三六	〇・九六	〇・五〇	四・三〇	〇・四八	一三・七八	四・一〇	〇・二六	〇・〇二	二・九四	一五・一四	二二八・八八	二・八四	三・六九	一・六〇

三戸郡階上町	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	八戸市	上北郡六ヶ所村	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡野辺地町	三沢市	十和田市	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡外ヶ浜町	東津軽郡平内町	青森市	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃
三・七六	六・六四	九・三二	一・〇〇	四八・二八	〇・三六	二・九六	〇・九八	三・二四	二・〇〇	三・六〇	三一・〇〇	〇・〇八	一〇五・九八	一・七四	二・四〇	〇・〇四

津軽地区	保健保安林	一五九・一四
南部地区	〃	九三・七〇

**公 告**

**建設業者の許可の取消し**

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社大樹設備工業
- 二 代表者の氏名 櫛引大樹
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字幸畑字阿部野二二の五〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一二八二五号
- 五 取消年月日 令和五年一月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和四年十二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

**建設業者の許可の取消し**

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 RAK
- 二 氏名 小松日出高
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字高屋字本宮六六三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第二〇〇六〇六号
- 五 取消年月日 令和五年一月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

**建設業者の許可の取消し**

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ケイサービス
- 二 代表者の氏名 近藤祐司
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町朝日山九二の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三二）第四〇〇一三三三号

五 取消年月日 令和五年一月五日

六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
令和四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社漆畑建築板金

二 代表者の氏名 漆畑俊裕

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字外蛭沢前平七九の二〇三

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第五〇〇六四九号

五 取消年月日 令和五年一月十八日

六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
令和四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月一日

上北地域県民局長 石 橋 豊

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市大字三沢字南山九〇の二	二九・八メートル	六・〇〇メートル	令和 五・一・二四
三沢市大字三沢字南山九〇の四	二九・六メートル	六・〇〇メートル	

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第十五号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第二項及び第三項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和五年二月一日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

記

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住 所 不明

氏 名 瓜田 廉二

二 公示事項

審査請求人が行政不服審査法第二条の規定に基づき、令和四年三月九日に提起した審査請求について、当公安委員会は令和四年十二月二十三日に裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため、裁決書の謄本を送付することができないので、当該裁決書の謄本は、当公安委員会（青森県警察本部交通部交通企画課）において、保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

### 収用委員会

#### 公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

令和五年二月一日

青森県収用委員会会長 赤津重光

- 一 送達すべき書類の名称  
令和五年一月二十三日付け裁決書（青収委第四十二号）
- 二 送達を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所  
一の書類は、青森県国土整備部監理課内において保管しているため、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他  
一の書類は、令和五年二月二十日をもって送達があったものとみなされます。

氏名	住所

山田 勝美	住所不明 ただし、戸籍附票の職権消除前の最後の住所 東京都板橋区蓮根二丁目19番21号 坂本方
小田 一衛	住所不明 ただし、住民票の職権消除前の住所 弘前市大字中野四丁目10番地5

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円